

石綿を含む建材等が使用されている建築物等の解体等の業務に従事する場合の留意点や補償制度等について

关于从事拆除涉及石棉建材等建筑物相关业务时的注意事项及补偿制度等

## 1 石綿を含む建材等が使用されている建築物等の解体等の業務に従事する場合の留意点について

### 1 关于从事拆除涉及石棉建材等建筑物相关业务时的注意事项

あなたは今回の技能実習において、石綿を含む建材等が使用されている建築物等の解体等の業務に従事することがありますが、実習実施者は、あなたに健康障害を発生させないための措置を講ずるほか、あなたの健康管理のための健康診断を実施する義務があります。

あなたは、自身の健康障害を防止するため、作業手順を守り、保護具を適切に装着するなど、ルールを守って技能実習を行うほか、実習実施者が実施する健康診断を受ける義務があります。

技能実習の申込みは、これらの内容について十分に理解した上で決定してください。

在此次技能实习过程中，您可能会从事拆除涉及石棉建材等建筑物相关业务。为确保您的健康安全，实习实施单位有义务采取必要措施预防健康损害，并为您安排健康体检，履行健康管理责任。

同时，为切实保障自身健康，您在技能实习过程中需严格遵守作业规程、正确佩戴个人防护用具、遵守相关规定，同时有义务接受实习实施单位组织的健康体检。

请在充分理解上述内容的基础上，决定是否进行技能实习的申请。

## 2 労災保険給付について

### 2 关于工伤（劳灾）保险给付

石綿にばく露することによって、将来、肺がんや中皮腫等の疾病を発症する可能性があります。

石綿を含む建材等が使用されている建築物等の解体等の業務に従事したことがあり、肺がんや中皮腫等を発症し、それが日本で労働者として従事していたことが原因である（業務上の疾病）と認められた場合には、労災保険給付を受けることができます。

なお、労災保険給付については、技能実習生が母国に帰国した場合であっても請求することができます。

因接触石棉会增加未来罹患肺癌和间皮瘤等疾病的风脸。

曾因从事拆除涉及石棉建材等建筑物相关业务而罹患肺癌或间皮瘤等疾病，若该疾病被认定为在日本作为劳动者工作期间因接触石棉所致（即业务上疾病），则可依法获得工伤（劳灾）保险给付。

另外，即使技能实习生已回国，仍可通过相关程序申请工伤（劳灾）保险给付。

年      月      日

年      月      日

以上の内容について説明しました。

以上内容已说明完毕。

説明者の氏名 \_\_\_\_\_

说明人的姓名 \_\_\_\_\_

(申請者（実習実施者）との関係 )

(与申请人（实习实施单位）的关系 )

以上の内容について、上記の説明者から説明を受け、その内容を十分理解しました。

就上述内容，本人已听取说明人的讲解，并充分理解了相关内容。

年      月      日

年      月      日

技能実習生になろうとする者／技能実習生の署名 \_\_\_\_\_

技能实习意向者 /技能实习生签名 \_\_\_\_\_